―「としま子どもの権利相談室」について―

「豊島区子どもの権利に関する条例」を踏まえ、子供の権利侵害に関する相談に応じるための窓口として「としま子どもの権利相談室」を設置しました。

相談室では、子どもの権利相談員が子供たちからの声やSOSを受け、権利侵害等への相談を子どもの権利擁護委員につなげることで、子供たちを迅速かつ適切に救済できるようにしています。

権利侵害への適切な相談につなげていくために、子供や子供に関わる大人が子供の権利について、正しく理解できるよう、「豊島区子どもの権利に関する条例」の趣旨や子供の権利の普及啓発を行っています。

［開設時期］　令和５年９月６日
［拠　　点］　千登世橋教育文化センター1階（豊島区雑司が谷 3-1-7）
［開設日時］　火曜～土曜 10 時 00 分～ 17 時 45 分（祝日、年末年始は除く）
　　※土曜日の運営については、準備が整い次第開始予定
［体　　制］　子どもの権利擁護委員　３名（弁護士２、臨床心理士１）
　　子どもの権利相談員　　２名

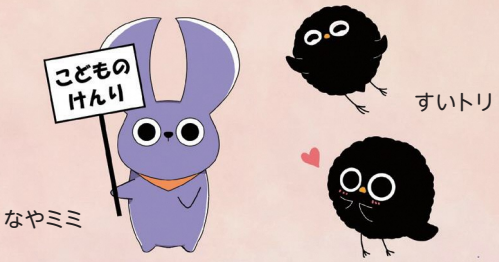

1）相談室の基本姿勢

子供の意見を聞き、子供の気持ちに寄り添いながら、子供自身が本来持っている力を十分発揮できるよう問題解決に向けた支援を行う。

2）相談内容

特定の分野に限らない子供の権利侵害全般（例：いじめ、体罰、虐待など）

3）主な相談対象

区内在住、在学、在勤の概ね18歳未満の子供
※子供の権利侵害に関わる相談であれば、大人からの相談も可

4）［相談方法］対面、電話、メール、手紙、FAX

相談用電話：03-5985-9580（FAXも同番号）　※電話相談は火・水・金曜日です。
※「なやミミフリーダイヤル（0120-618-471）」へ相談し、そこから子どもの権利相談室に繋げていくこともできます。

相談室
入口

相談
スペース

相談室
ブックシェルフ

【としま子どもの権利相談室の仕組み】

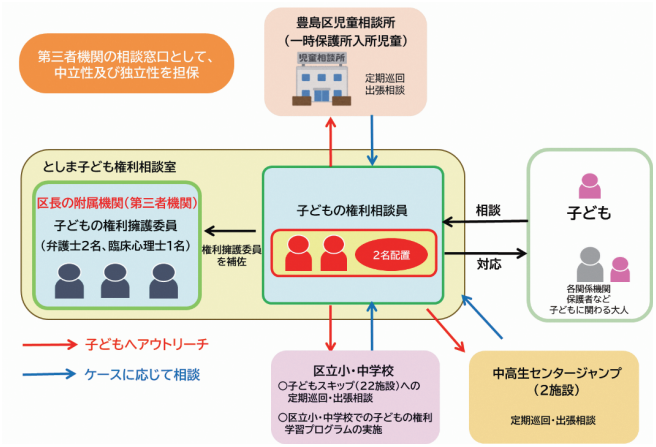

アウトリーチ（巡回相談）の実施

相談を「待つ」のではなく「キャッチ」しに行くという、豊島区方式の取組です。子どもの権利相談員が、子どもスキップ、中高生センタージャンプ、児童相談所（一時保護所）等、子供の身近な施設に定期的に訪問し、子供たちと話したり、一緒に遊んだりする等、日常の中で子供との関係性を構築することで、子供からの声やSOSをキャッチし相談へつなげていきます。

【としま子どもの権利相談室の仕組み参照】

相談から救済までの流れ

- 子どもの権利相談員が子供や子供に関わる大人から相談を受け、子どもの権利擁護委員と対応方針を検討しながら、相談に対する助言や支援を行ったり、内容に応じて必要な機関等に繋いでいます。
- 子供の権利侵害に関する救済の申立てがあった場合には、子どもの権利擁護委員が権利侵害に関わるか審議し、調査や関係機関等との調整を行いながら、必要に応じて是正要請を行います。

お問合せ　子ども若者課 子どもの権利擁護グループ 03-4566-2402